

福 祉 一 般（地域福祉課）

①社会福祉審議会

本市の福祉を総合的に審議する機関である社会福祉審議会の運営事務を行う。

②地域福祉基金事業

地域福祉基金の運用益を市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動コーディネーター設置事業に助成する。

③地域福祉基金の管理

保健福祉の増進を目的とした寄附の受け入れや、基金管理を行う。

④社会福祉大会の開催

社会福祉活動の功労者に対し、感謝状を贈呈するとともに、社会福祉の意識の高揚を図る。

⑤社会福祉協議会の運営支援

市社会福祉協議会の運営を支援し、地域福祉の充実・向上を図る。

⑥ふれあいのまちづくり事業

地域における住民の福祉活動や住民相互による支援ネットワークづくりを支援するため、市社会福祉協議会が実施する、ふれあいのまちづくり事業（心配ごと相談、小地域ネットワーク事業等）に助成する。

⑦各種社会福祉団体に対する補助金交付

各種社会福祉団体（鳥取保護区保護司会、鳥取県更生保護観察協会、鳥取県更生保護給産会、鳥取市民生児童委員協議会、鳥取県民生児童委員協議会）の運営費等に対し補助金を交付する。

⑧社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について市民の理解を深めるため、啓発活動を行う。

⑨災害扶助

自然災害等が発生した際に、日赤救援物資、災害見舞金、災害弔慰金の支給を行う。

⑩日赤会費の募集

日赤鳥取県支部鳥取市地区の事務局として、会費募集活動等を行う。

⑪避難行動要支援者支援制度

集中豪雨や地震などの災害時に、要支援者を地域で助け合える仕組づくりとして、避難行動要支援者と支援者、支援組織等を台帳に登録する。：登録者数（令和3年3月31日現在） 5,408人

⑫民生委員、児童委員の委嘱・解嘱に伴う手続き

厚生労働大臣が行う民生委員、児童委員の委嘱・解嘱に伴う手続きを行う。

⑬地域福祉相談センター

介護、障がい、育児等様々な日常生活上の相談を住民の身近な地域の相談窓口で受付け、適切な助言等を行うとともに、必要に応じ関係機関へつなぎ、福祉課題の早期発見・解決を図る。

⑭地域の「話し愛・支え愛」推進事業

身近な地域において、住民が福祉課題に気づき、情報を共有し、支え合う場づくりと、住民の福祉意識を醸成し、担い手を育成する基盤を構築する取り組みを鳥取市社会福祉協議会との協働で行う。

⑮社会福祉法人指導監督事業

社会福祉法人の適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、継続的な指導監督を行う。

⑯福祉事業所指導監督事業

介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援等事業者、老人福祉施設、児童

福祉施設等の指定・許認可を行うとともに、利用者が安全で安心してサービスが受けられるよう、事業者に対して指導監督を行う。

福祉施設（長寿社会課）

1. 鳥取市総合福祉センター

目的 市民生活における福祉活動の拠点として、市民の福祉の増進を図るために設置。

沿革 （さざんか会館）

平成2年11月 竣工

平成2年12月 事業開始

（高齢者福祉センター）

平成15年5月 取得（平成元年11月 竣工、平成15年8月改修）

平成15年9月 事業開始

施設 所在地 鳥取市富安2丁目104-2

設置主体 鳥取市

管理運営 株式会社さんびる

敷地面積 （さざんか会館） 3,743.72㎡

（高齢者福祉センター） 1,960.35㎡

延床面積 （さざんか会館） 4,217.13㎡

（高齢者福祉センター） 2,151.39㎡

建物構造 （さざんか会館）鉄骨・鉄筋コンクリート、地上6階地下1階建

（高齢者福祉センター）鉄筋コンクリート2階建

総工事費 （さざんか会館） 1,083,251千円

取得・改修費（高齢者福祉センター） 9,345千円

建物の内容 （さざんか会館）

1 F 管理事務室、ファミリーサポートセンター、市社会福祉協議会、ボランティアセンター、アクティブとっとり

2 F 教養娯楽室、第3会議室、市社会福祉協議会、基幹相談支援センター、障がい者支援センターそよかぜ、権利擁護支援センターかけはし

3 F 栄養指導実習室、市社会福祉協議会

4 F アドサポセンターとっとり、鳥取県視覚障がい者東部支援センター、鳥取県東部聴覚障がい者センター、鳥取市子育て支援センター

5 F 大会議室、第1会議室、第2会議室

6 F 屋上

（高齢者福祉センター）

1 F 管理事務室、陶芸実習室、鳥取市自治連合事務局、鳥取県市町村職員年金者連盟鳥取市支部、シルバー人材センター

2 F 体育館、研修室、第4会議室、教養文化室、視聴覚教材室

2. 鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館

目的	市民の社会福祉の増進と高揚を図るために設置。		
沿革	平成5年3月	竣工	
	平成5年4月	事業開始	
施設	所在地	鳥取市福部町海士1013-1	
	設置主体	鳥取市	
	管理運営	株式会社エヌ・エス・アイ	
	敷地面積	6,828.8㎡	
	延床面積	2,083.37㎡	
	建物構造	鉄筋コンクリート造・日本瓦葺地下1階・地上2階建	
	建設工事費	767,067千円	
	建物の内容	1F 事務室、ラウンジ、研修室、デイサービス施設（食堂、厨房、浴室、健康相談室）	
		2F 浴室、脱衣室、会議室、大研修室、娯楽室	

3. 鳥取市湯谷荘

目的	市民の社会福祉と心身の健康の増進を図るために設置。		
沿革	昭和51年4月	竣工	
	昭和51年6月	事業開始	
	平成12年度	改修	
施設	所在地	鳥取市河原町湯谷249	
	設置主体	鳥取市	
	管理運営	株式会社風土資産研究会	
	敷地面積	5,215.21㎡	
	延床面積	(湯谷荘) 326.72㎡	
		(デイサービス棟) 320.44㎡	
	建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建	
	改修総事業費	約120,000千円	
	建物の内容	(湯谷荘)	
		浴室、脱衣室、ロビー、休憩室、事務室	
		(デイサービス棟)	
		研修室、食堂、機能訓練室、事務室、厨房	

高齢者福祉（長寿社会課）

○高齢化率等

鳥取市（令和3年3月31日現在）

高齢化率 29.7% 65歳以上高齢者人口 55,008人

鳥取県（令和2年10月1日現在）

高齢化率 32.5% 65歳以上高齢者人口 177,979人

1. 高齢者福祉計画

鳥取市における高齢者福祉施策について、令和2年度に策定した第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）に基づき、事業を推進する。

本計画では、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を基本理念とし、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、「健康でいきいきとした生活の実現」、「超高齢社会に向けたまちづくりの推進」、「持続可能な介護保険サービスの基盤づくり」に取り組む。

2. 高齢者福祉事業

(1) 在宅での安心生活を支援するための高齢者向けサービス

①安心ホットラインサービス

ひとり暮らし高齢者等の居宅に、緊急事態が発生した際に迅速に対応するため、緊急通報用の装置を設置する。

②寝具丸洗い乾燥サービス

在宅の要介護1から5の高齢者を対象に、寝具を清潔にすることにより、精神的なうつろぎや病気の予防を行うため、寝具の丸洗い、乾燥、消毒のサービスを提供する。

③日常生活用具購入費助成サービス

火の管理に不安のある低所得高齢者等を対象に、火災の予防のため、「電磁調理器」、「自動消火器」の購入費の一部を助成する。

④ひとり暮らし高齢者等福祉電話設置援助サービス

安心ホットライン事業の利用が必要で、かつ経済的に電話開設・維持の自己負担が困難な市民税非課税のひとり暮らし高齢者等を対象に、電話加入権及び電話機の貸与、電話の開設及び使用並びに撤去に必要な費用の助成を行う。

⑤ファミリー・サポート・センター（生活援助型）運営事業

軽易な家事援助等を受けたい高齢者等とこれらの援助を行いたい人を会員登録して仲介を行う。

⑥高齢者世話付住宅生活援助員派遣サービス

バリアフリーに配慮し、緊急時の通報機能などを備えた高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）入居者を対象に、地域での自立した安全・快適な生活を支援するため、生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する。

⑦生活管理指導短期宿泊サービス

生活機能の低下が認められる要介護・要支援の状態になるおそれのある高齢者が地域での自立した生活の継続をできるように、養護老人ホームに宿泊し、生活習慣・体調等の改善を図る。

⑧外国人高齢者福祉手当支給事業

国民年金が支給されない等の低所得の外国人高齢者を対象に、福祉手当の支給を行う。

⑨おたっしや教室

満65歳以上の方を対象に、運動機能、口腔機能の向上、認知症予防等を図るためのプログラムを取り入れた集団通所型の介護予防教室を開催する。

⑩軽度家事援助サービス

本人や介護者の急な病気や骨折等により一時的な援助が必要な市民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者等を対象に、援助員を派遣し、軽易な家事援助サービスを提供する。

(2) 認知症高齢者やその家族を支援するためのサービス

①成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要で、経済的な理由により申立に係る費用や後見人等報酬を支払うことが困難な高齢者に対し、その費用を全部または一部助成する。

② 認知症高齢者家族やすらぎ支援サービス

認知症の在宅高齢者の家族介護者を対象に、家族介護者のかわりに見守り等を行う支援員の派遣を行う。

③ 鳥取市認知症高齢者等位置検索システム利用支援サービス

認知症等によりひとりでの外出が不安な高齢者が安心して外出するために、現在位置特定のサービスを利用する際の初期費用の一部を助成する。

④ 認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者である「認知症サポーター」を養成する。

⑤ 認知症地域支援推進員による相談支援

認知症の人やその家族の相談を受け、地域の医療機関や介護サービス、支援機関、地域の社会資源等へつなぐコーディネート役をする。

⑥ 認知症初期集中支援チーム

認知症についての知識をもつ医療や介護の専門職がチームをつくり、認知症の人やその家族に対する初期段階の支援を包括的・集中的に行い、適切な医療、介護サービスへつなげ、住みなれた地域のよい環境で暮らせるようにする。

⑦ 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等誰でも気軽に立ち寄ることのできる集いの場、介護の相談だけでなく、認知症になっても安心して暮らし続けることができるよう情報交換を行う。

⑧ 認知症高齢者等安心見守り登録事業

認知症等により、一人で外出することに不安のある人やトラブルに巻き込まれる心配のある人に登録していただき、認知症になっても安心して外出できるよう地域で見守る事業。

⑨ 認知症介護家族の集い

認知症介護家族のピアサポート。認知症の本人も家族も希望をもって暮せるよう情報交換をしながら交流をする場。

⑩ 認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録事業

認知症高齢者等の日頃の見守りや、緊急時の関係機関への連絡にご協力をいただく事業所の登録事業。

⑪ おれんじドアとっとり

主に認知症の診断を受けた人が、認知症本人との出会いにより必要な情報やよりよい暮らしのためのヒントが得られる場。

(3) 高齢者を介護する家族を支援するためのサービス

① 家族介護用品購入費助成事業

要介護4・5の高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、介護用品（紙おむつ、使い捨て手袋等）の購入助成クーポンを交付し、家庭の経済的負担を軽減する。

② 家族介護者慰労金支給事業

過去1年間、介護保険サービスを利用していない要介護4・5の市民税非課税の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族を対象に、慰労金を支給する。

(4) 在宅での安全生活を支援するための住環境整備支援サービス

①高齢者居住環境整備助成事業

要介護等の認定を受けた市民税非課税の高齢者世帯等を対象に、日常生活の利便や安全を図るために行う改修工事についての費用の一部を助成する。

②住宅改修指導事業

高齢者居住環境整備助成事業を利用する高齢者を対象に、建築士を派遣し、家屋構造等についての助言を行う。

③住宅改修申請等支援事業

要介護等の認定を受けているが担当の介護支援専門員（＝ケアマネジャー）がいない高齢者を対象に、介護支援専門員を派遣し、住宅改修に関する助言や申請書類の作成支援を行うサービスを提供する。

④高齢者住宅整備資金貸付事業

60歳以上の高齢者のための専用居室等の一部改築や改造に必要な資金の一部貸付制度を設ける。

(5) 地域で生活することが不安な高齢者のための施設サービス

①養護老人ホーム

環境上及び経済的理由により居宅で養護を受けることが困難なおおむね65歳以上の高齢者に対し、市が入所の必要性を判定したうえで、入所措置を行う。

②生活支援ハウス

60歳以上のひとり暮らし高齢者等で独立して生活することに不安がある低所得の方に、ブザー等緊急の連絡に必要な設備を備えた居室を提供する。

(6) 高齢者の生きがいづくりのための社会参加促進サービス

①老人の明るいまち推進事業

60歳以上の人を対象として囲碁・将棋等趣味の教室や、俳句・短歌等創作活動等を通じた交流の機会を提供し、健康増進や積極的な社会参加を図る。

②老人クラブの育成・支援

高齢者相互の生きがい増進はもとより、地域福祉の重要な担い手である老人クラブの育成や支援を行う。

③鳥取市老人憩の家

老人憩の家は、高齢者の文化活動やレクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を目的に市内に19館整備している。

④敬老祝賀事業

各地区で開催される敬老事業に対し、助成を行う。

また、100歳以上の人等に対し、長寿の記念品を贈呈する。

⑤金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業

結婚50周年（金婚）、60周年（ダイヤモンド婚）を迎えるご夫婦を招待し、祝賀事業を実施する。

⑥公共交通機関利用助成事業

高齢者団体が各種研修等のため、公共交通機関等を利用した際に基本運賃の一部を市が助成する。

⑦福祉ボランティアのまちづくり事業

市社会福祉協議会が実施するふれあい・いきいきサロン事業に対し助成する。

⑧介護支援ボランティア事業

65歳以上の高齢者が、介護保険施設等でボランティア活動を行った際に、ポイントを付与し、実績に応じ年間10,000円を限度に交付金を支給する。

(7) そ の 他

①あんしん介護相談員派遣サービス

介護保険サービス等を利用している高齢者等を対象に、相談員を派遣し、相談に応じるサービスを提供する。

②高齢者介護予防支援バス・ボランティアバス運行事業

高齢者団体の介護予防支援のため、高齢者介護予防支援バスを運行する。また、ボランティア活動を支援するため、ボランティアを移送するためのバス運行を行う。

③福祉施設の管理運営

介護老人保健施設、養護老人ホーム、総合福祉センター、老人福祉センター、高齢者創作交流施設及び温泉施設等の福祉施設を直営又は指定管理者のもとで管理運営を行う。

④在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療部門と介護部門の連携を強化し、在宅医療の充実にに向けた取り組みを行うため、鳥取県東部医師会に拠点となる事務局を設置し、関係する多職種の協議・情報共有の場を設け、専門職を含めた安定的な支援と連携体制の確立を図る。

⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業と、介護保険の地域支援事業や国保の保健事業と一体的に実施する事業。

医療専門職が事業全体の企画・調整やデータ分析を行う。また、健康課題を抱える高齢者への医療専門職による個別訪問支援、または通いの場への積極的関与により、フレイル予防にも着目した高齢者支援を行う。

⑥生活支援体制整備事業

鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会を設置し、介護予防・生活支援サービス提供体制の方向性を協議するとともに、「生活支援コーディネーター」による地域での聞き取り等により地域課題の把握やその解決に向けた取り組みを行う。

⑦軽費老人ホーム運営補助金

軽費老人ホームのサービス提供に要する費用（事務費）のうち、社会福祉法人が基準に基づき減免した入所者の利用料に対して助成を行い、低所得者の負担軽減を図るとともに、施設の安定的な運営を確保する。

3. 地域包括支援センター

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師、高齢者保健福祉や介護の専門職を配置し、介護予防や、高齢者虐待防止、権利擁護の支援等の業務を行う。また、民生児童委員、社会福祉協議会、介護サービス事業者、医療機関等、地域の関係機関との連携を図り、高齢者が地域で安心して生活できるように調整を行う。

センター名	所在地	担当地域
鳥取中央地域包括支援センター	鳥取市幸町71番地	桜ヶ丘、南、 国府中学校区、 福部未来学園校区
鳥取北地域包括支援センター	鳥取市秋里1181 (鳥取北デイサービスセンター内)	北、中ノ郷 中学校区
鳥取西地域包括支援センター	鳥取市西品治280-1 (鳥取西デイサービスセンター内)	西中学校区

鳥取東地域包括支援センター	鳥取市滝山374-1 (鳥取東デイサービスセンター内)	東中学校区
鳥取こやま地域包括支援センター	鳥取市湖山町西一丁目512 (学習・交流センター内)	高草、 湖東中学校区 江山、湖南学園校区
鳥取市南部地域包括支援センター	鳥取市用瀬町別府96-2 (用瀬保健センター内)	河原中学校区、 千代南中学校区 (用瀬・佐治地域)
鳥取市西部地域包括支援センター	鳥取市気高町浜村8-8 (気高町老人福祉センター内)	気高中学校区 鹿野学園校区 青谷中学校区

介護保険 (長寿社会課、地域福祉課指導監査室)

1. 介護保険事業計画

鳥取市では、高齢者が安心していきいきと暮らすことができるよう、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、介護保険の円滑な運営と高齢者福祉施策の推進に努めてきた。

第8期(令和3～令和5年度)の計画では、これまでの取組みの成果や課題を踏まえ、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって安心して暮らし続けることのできるまちづくりを目指し、自立支援や要介護状態の重度化防止の取組み、多様化複雑化する医療・介護ニーズへの対応を進めるとともに、すべての人々がそれぞれに役割を持ちながら、主体的に地域に参加し、共に支え合う「地域共生社会」の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組んでいくこととしている。

2. 被保険者数 (令和3年3月末日現在)

	第1号被保険者(65歳以上の人)	第2号被保険者(40～64歳の人)
被保険者数	54,912人	60,591人

3. 第1号被保険者の保険料

介護保険の第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、介護保険事業期間(令和3～令和5年度)に必要な給付費(介護サービスに係る費用)の総額を見込み、その一定割合(約23%)を65歳以上の被保険者全体で負担していただくもので、市町村ごとに決定する。

鳥取市の保険料は、76,000円を基準額として所得状況に応じて12段階に設定した。

【令和3年度の第1号被保険者の介護保険料】

(単位:円)

保険料段階	対 象 者		料 率	年間保険料
第1段階	本人が 市民税 非課税	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が80万円以下	基準額×0.3	22,800
第2段階		本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が120万円以下	基準額×0.5	38,000

第3段階	本人が市民税非課税 世帯員に市民税 課税者がいる	本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が120万円超	基準額×0.7	53,200
第4段階		本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が80万円以下	基準額×0.85	64,600
第5段階		本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が80万円超	基準額×1.00	76,000
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	91,200
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.35	102,600
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.65	125,400
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.85	140,600
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上620万円未満	基準額×2.00	152,000
第11段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上820万円未満	基準額×2.10	159,600
第12段階		本人の前年の合計所得金額が820万円以上	基準額×2.20	167,200

4. 令和2年度第1号被保険者保険料収納額

	調定額 (千円)	収納額 (千円)	収 納 率
特別徴収	3,764,590	3,764,590	100.0%
普通徴収(現年)	335,812	310,894	92.6%
普通徴収(滞繰)	71,246	20,316	28.5%
計	4,171,648	4,095,800	98.2%

〈現年の収納率 99.4%〉

5. 要介護(要支援)認定

(1) 認定審査会・認定審査会開催回数

介護認定審査会については、東部広域行政管理組合において行われる。下記の数値は、東部5市町全体の件数となる。

委員構成 鳥取県東部医師会 24名 鳥取県東部歯科医師会 6名
 鳥取県薬剤師会東部支部 5名 鳥取県看護協会 12名 鳥取県理学療法士会 4名
 鳥取県老人福祉施設協議会 13名 鳥取県老人保健施設協会 7名
 鳥取県東部地区社協職員連絡協議会 4名

審査会開催数 (R2.4~R3.3) 312回

審査判定件数 (R2.4~R3.3) 9,217件 (うち鳥取市分7,179件)

(2) 認定申請状況

新規	変更	更新	転入	計
2,033件	1,314件	3,899件	41件	7,287件

(3) 要介護(要支援)認定者数

(令和3年3月末現在)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第一号被保険者(人)	1,155	1,914	1,655	2,101	1,457	1,425	1,097	10,804
第二号被保険者(人)	20	45	12	46	34	21	22	200
総数(人)	1,175	1,959	1,667	2,147	1,491	1,446	1,119	11,004

6. 令和2年度介護保険事業会計決算

歳入	歳出	収支差引
20,096,561千円	19,212,169千円	884,392千円

7. 介護保険給付

(1) 居宅介護（介護予防）サービス受給者数

(R2.3～R3.2)

	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第一号被保険者(人)	3,423	10,227	0	13,271	19,363	10,952	7,170	4,455	68,861
(月平均)	(285)	(852)	0	(1,105)	(1,613)	(912)	(597)	(371)	(5,738)
第二号被保険者(人)	98	278	0	113	472	323	140	164	1,588
(月平均)	(8)	(23)	0	(9)	(39)	(26)	(11)	(13)	(132)
計	3,521	10,505	0	13,384	19,835	11,275	7,310	4,619	70,449
(月平均)	(293)	(875)	0	(1,115)	(1,652)	(939)	(609)	(384)	(5,870)

(2) 地域密着型（介護予防）サービス受給者数

(R2.3～R3.2)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第一号被保険者(人)	298	585	4,554	6,108	4,002	2,555	1,446	19,548
(月平均)	(24)	(48)	(379)	(509)	(333)	(212)	(120)	(1,629)
第二号被保険者(人)	11	0	27	64	93	30	15	240
(月平均)	0	0	(2)	(5)	(7)	(2)	(1)	(20)
計	309	585	4,571	6,172	4,095	2,585	1,461	19,788
(月平均)	(25)	(48)	(380)	(514)	(341)	(215)	(121)	(1,649)

(3) 施設介護サービス受給者数

(R2.3～R3.2)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	計
第一号被保険者(人)	11,620	8,344	8	2,386	22,358
(月平均)	(968)	(695)	0	(198)	(1,863)
第二号被保険者(人)	51	43	0	35	129
(月平均)	(4)	(3)	0	(2)	(10)
計	11,671	8,387	8	2,421	22,487
(月平均)	(972)	(698)	0	(201)	(1,873)

※ (1)～(3)とも「介護保険事業状況報告」の数値による。

8. 介護サービス給付件数及び給付額

サービス種類		保険給付件数	保険給付額(千円)
居宅サービス費	訪問・通所	81,233	4,509,694
	短期入所	4,606	439,715
	その他のサービス	105,448	1,209,417
	福祉用具購入費	680	19,690
	住宅改修費	719	58,582
	小計	192,686	6,237,098
地域密着型サービス		20,546	3,245,480
施設サービス		25,395	6,424,366
特定入所者生活介護		2,515	419,370

高額介護サービス	34,619	423,006
高額医療費合算介護サービス	1,703	47,176
特定入所者介護サービス(食費・居住費)	16,630	579,585
合計		17,376,081

[給付対象期間] 現物給付：令和2年4月～令和3年3月審査分

償還給付：令和2年4月～令和3年3月決定分

※ 介護給付費支払実績の数値による。

9. 介護保険料の軽減

介護保険料について、下記の要件等を満たす保険料段階第1段階の人について、申請により介護保険料を減額する。

収入基準：本人と家族の収入 65万円以下（3人目からは1人につき17.5万円加算）

貯蓄基準：高齢者1人につき350万円以下など

保険料軽減措置適用者 9人（令和2年度）

10. 介護保険利用者負担の軽減

(1) 社会福祉法人による利用者負担の軽減

介護サービスを行う社会福祉法人等が、生計が困難な者として市が発行する確認証の交付を受けた人の利用者負担の軽減を行った場合に、市がその費用の一部を助成する。

（軽減率は、利用者負担額の25%若しくは50%、生活保護受給者100%）

対象者（令和2年度実績発行者数） 149名

助成額 6,289,827円

11. 介護相談員派遣事業

所定の研修を受けた介護相談員が、介護サービス事業所などを訪問し、介護サービス利用者の疑問や不安の解消を図るとともに、利用者と事業者が意見交換のできる環境を作り、介護サービスの質の向上を図る。

令和2年度の活動

介護相談員	7名
相談件数等	49施設 延べ132回
連絡会等	9回
研修受講人数	3人

12. 介護関連指定事業所の状況（令和3年4月1日現在の市内事業所）

(1) 指定居宅介護（介護予防）支援事業所数 53（7）事業所

(2) 指定居宅サービス事業所数

- ① 訪問介護 43事業所
- ② 訪問入浴介護（介護予防） 4（4）事業所
- ③ 訪問看護（介護予防）（みなし指定も含む） 59（58）事業所
- ④ 訪問リハビリテーション（介護予防）（みなし指定も含む） 27（27）事業所
- ⑤ 居宅療養管理指導（介護予防）（みなし指定も含む） 221（220）事業所
- ⑥ 通所介護 66事業所

⑦ 通所リハビリテーション（介護予防）	17（17）事業所
⑧ 短期入所生活介護（介護予防）	15（14）事業所
⑨ 短期入所療養介護（介護予防）	15（15）事業所
⑩ 特定施設入居者生活介護（介護予防）	5（4）事業所
⑪ 福祉用具貸与（介護予防）	18（18）事業所
⑫ 特定福祉用具販売（介護予防）	18（18）事業所
(3) 地域密着型（介護予防）サービス事業所数	
① 認知症対応型通所介護（介護予防）	9（9）事業所
② 小規模多機能型居宅介護（介護予防）	30（26）事業所
③ 認知症対応型共同生活介護（介護予防）	24（19）事業所
④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護	3事業所
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1事業所
⑦ 地域密着型通所介護	39事業所
(4) 施設事業所数	
① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	16事業所
② 介護老人保健施設	12事業所
③ 介護医療院	5事業所
(5) 介護予防・日常生活支援総合事業	
① 第1号訪問介護相当サービス	41事業所
② 第1号通所介護相当サービス	92事業所
③ 第1号基準緩和型通所サービス	2事業所

社会福祉施設の概況（長寿社会課）

（令和3年4月1日現在）

施設・事業所の種類	施設・事業所数
養護老人ホーム	1施設
老人福祉センター	7施設
地域包括支援センター	7施設
老人憩の家	19施設
高齢者生活支援ハウス	3施設
その他高齢者関係施設	3施設

※名称、所在地等については市勢要覧に掲載

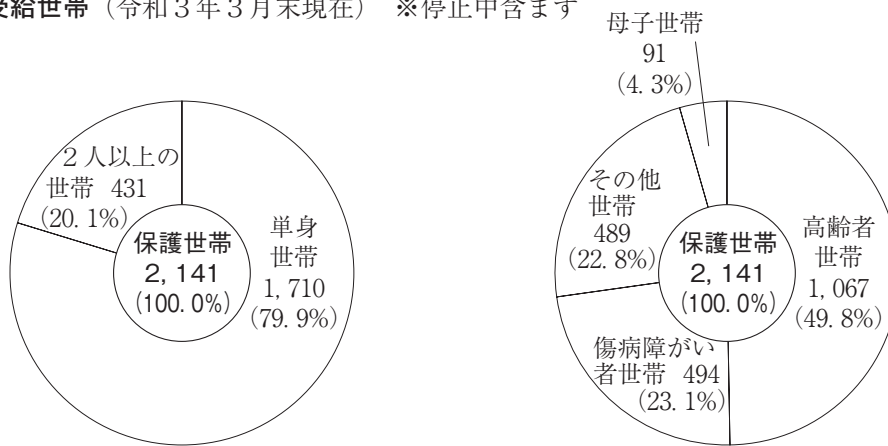
生活保護 (生活福祉課)

(1) 生活保護状況 (令和2年度平均) ※停止中含まず

区 分		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	介護扶助
令和2年度 月平均	世帯	1,877	1,722	111	1,784	0	63	3	462
	人員	2,465	2,258	173	2,128	0	69	3	469

区 分		実世帯人員数	保護率%	月平均保護費 支払額 円	月平均保護費 支給額 (一世帯 当たり) 円
令和2年度 月平均	世帯	2,141	1.50	334,100,388	156,049
	人員	2,816			

(2) 保護受給世帯 (令和3年3月末現在) ※停止中含まず



(3) 扶助費の推移 ※中国残留邦人等支援金2名分含む

単位：千円

年 度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産・生業・ 葬祭等	施設事務費	総計
平成16年度	859,074	237,882	12,377	35,819	1,155,443	3,078	45,586	2,349,259
平成17年度	960,536	275,555	13,674	45,646	1,325,049	7,697	63,685	2,691,842
平成18年度	958,494	283,008	13,260	50,409	1,312,676	7,459	61,681	2,686,987
平成19年度	977,695	300,292	13,939	54,755	1,391,085	8,509	62,489	2,808,764
平成20年度	1,034,031	334,329	14,320	61,631	1,361,018	10,805	62,626	2,878,760
平成21年度	1,233,083	399,305	22,434	52,540	1,428,247	14,030	58,422	3,208,061
平成22年度	1,365,261	455,154	26,325	54,607	1,576,041	19,857	57,394	3,554,639
平成23年度	1,461,555	508,408	27,306	59,039	1,645,026	20,903	53,724	3,775,961
平成24年度	1,579,475	558,580	31,050	72,680	1,855,481	20,338	53,660	4,171,264
平成25年度	1,596,899	604,909	33,004	83,054	1,953,265	18,569	53,660	4,343,360
平成26年度	1,661,993	642,568	39,130	97,647	1,988,231	23,893	54,184	4,507,646
平成27年度	1,581,089	645,569	36,581	96,314	2,003,785	28,051	51,354	4,442,743
平成28年度	1,546,373	628,023	34,861	110,114	2,028,896	27,371	46,046	4,421,684
平成29年度	1,481,977	610,365	32,811	111,478	2,006,928	23,542	46,079	4,313,180
平成30年度	1,400,782	601,797	28,570	115,547	1,879,075	22,507	50,921	4,099,199
令和元年度	1,337,077	592,781	21,275	113,372	2,001,338	16,449	51,812	4,134,104
令和2年度	1,260,988	576,568	22,803	102,100	1,980,964	18,890	49,837	4,012,150

障がい者福祉（障がい福祉課）

(1) 障がい別障がい程度別障がい者（児）数（鳥取市内）

（令和3年3月31日現在）

＜身体障がい者＞

（単位：人）

区分	身体障害者手帳所持者数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	補装具（件）		更生医療（上段：件） 育成医療（下段：件）	日常生活用具（件）
							交付	修理		
18歳以上	6,805	465	733	75	3,620	1,912	162	177	511	4,580
18歳未満	150	3	29	1	80	37	70	50	11	667

＜知的障がい者＞

（単位：人）

区分	療育手帳所持者数	中・軽程度	重度
18歳以上	1,612	1,068	544
18歳未満	250	176	74

＜精神障がい者＞

（単位：人）

区分	総数	1級	2級	3級
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,439	270	1,900	269
自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数	3,693			

(2) 障がい別障がい程度別障がい者（児）数（東部4町）

（令和3年3月31日現在）

＜身体障がい者＞

（単位：人）

区分	身体障害者手帳交付者数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
18歳以上	1,930	116	196	19	1,047	552
18歳未満	21	1	4	0	14	2

＜知的障がい者＞

（単位：人）

区分	療育手帳交付者数	中程度	重度
18歳以上	357	258	99
18歳未満	48	41	7

＜精神障がい者＞

（単位：人）

区分	総数	1級	2級	3級
精神障害者保健福祉手帳交付者数	419	55	326	38
自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数	671			

自立支援給付（障がい福祉課）

1. 訪問系サービス（介護給付）

(1) 居宅介護

- ① 身体介護 自宅での、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。
- ② 家事援助、通院等介助、通院等乗降介助 掃除、調理、買物等の家事、通院の介助を行う。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がい等で常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動支援などを総合的に行う。

(3) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行う。

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行う。

2. 日中活動系サービス（介護給付）

(1) 生活介護

常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護、または創作的活動及び生産活動の機会を提供する。

(2) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の援助を行う。

(3) 短期入所（福祉型）

自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

(4) 短期入所（医療型）

自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め医療機関で、医療行為及び入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

3. 日中活動系サービス（訓練等給付）

(1) 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人に、理学療法、作業療法などの必要なリハビリテーションを行い、生活などに関する相談及び助言を行う。

(2) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい・精神障がいのある人に、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図る。

(3) 就労移行支援

一般企業等への就労に向けて、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練など

を行う。

(4) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労は困難であるが、適切な支援により雇用契約に基づき就労が可能な人に、生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。

(5) 就労継続支援（B型）

年齢、心身の状態その他の事情により一般企業等での就労が困難な者のうち、適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難な人に、生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。

(6) 就労定着支援

一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、企業、自宅等への訪問や来所により連絡調整や助言等を行い、就労の継続を図る。

4. 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

(1) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助に加えて、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

(2) 施設入所支援

夜間や休日、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行う。

(3) 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

5. 地域相談支援給付

(1) 計画相談支援

心身の状況や、意向・事情などを勘案し、サービス利用計画を作成する。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人などの、地域移行に関する相談その他の必要な支援を行う。

(3) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた事態等の相談その他必要な支援を行う。

6. 自立支援医療

精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方の医療費の自己負担を軽減する。

7. 補装具費の支給

失われた身体部位、損なわれた身体機能を代償、補完する補装具の購入・借受け・修理を行う人に補装具費を支給する。

障がい児通所支援事業（障がい福祉課）

1. 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

2. 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

3. 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

4. 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

5. 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援その他必要な支援を行う。

6. 障がい児相談支援

障がい児の心身の状況や、意向・事情などを勘案し、サービス利用計画を作成する。

地域生活支援事業（障がい福祉課）

1. 障がい者相談支援事業

障がいのある人やその介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、権利擁護のための必要な援助等を行う。

2. コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、言葉による意思疎通を図ることが困難な人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣などを行う。

3. 日常生活用具給付事業

重度障がいのある人等に対し、日常生活用具の給付を行う。

4. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行う。

5. 地域活動支援センター

創作的活動や社会との交流促進等の機会の提供を行う地域活動支援センターに専門職員を配置し、専門的な相談支援や障がいに対する理解促進のための普及啓発活動などを行う。

6. 盲ろう者向け通訳・介助員養成・派遣事業

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある人）向けの通訳・介助員の養成を行うとともに、盲ろう者のもとへ、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通の支援などを行う。

7. 聴覚障がい者意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者の養成を行うとともに、主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。

8. 失語症者向け意志疎通支援事業

失語症者向けの意志疎通支援者の養成を行うとともに失語症者のもとへ支援者を派遣し、意志疎通の支援を行う。

9. 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行う。

10. 日中一時支援事業

障がいのある人の日中の活動の場を確保し、介護を行う人の就労支援及び一時的な休息の提供を行う。

11. 点字・声の広報発行事業

点訳、音声訳等により、市報など、障がいのある人が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に提供する。

12. 自動車改造助成事業

障がいのある人や介護されている人が福祉車両を購入する際、又は所有している車を福祉車両に改造する際に要する費用の一部を助成する。

13. デイサポート事業

鳥取市障害者福祉センター「さわやか会館」において、障害支援区分の関係で生活介護を利用することができない人に対して同等のサービスを提供し、障がいのある人の日中活動を支援する。

その他支援事業（障がい福祉課）

1. 車いすの貸出

一時的に利用される人に車いすを貸し出しする。

2. 重度障がい者（児）タクシー料金助成制度

所得税及び市民税非課税の重度障がい（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定又は写真がはりついている精神障害者保健福祉手帳1級）のある人に対して、社会参加を支援するためタクシー料金の初乗り運賃相当額（650円を上限）を助成する。

3. 特別障害者手当等

在宅の重度障がいのある人に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一部として手当を支給する。

（令和3年4月1日現在）

区 分	月 額
障 害 児 福 祉 手 当	14,880円
特 別 障 害 者 手 当	27,350円
福 祉 手 当（ 経 過 措 置 ）	14,880円

4. 特別児童扶養手当

心身に障がいがある児童を養育している人に、特別児童扶養手当を支給する。

20歳未満の児童1人につき月額	1 級	52,500円
	2 級	34,970円
対象児童数（令和3年3月31日現在）	1 級該当者	180人
	2 級該当者	196人

5. 地域生活体験事業

一人暮らしなどに不安のある人に対し、地域生活を体験する機会を提供する。

国民健康保険（保険年金課）

1. 国民健康保険事業

(1) 加 入 状 況（令和3年3月31日現在）（単位：世帯、人）

全 市		国民健康保険		加 入 率	
世帯数	人 口	世帯数	被保険者数	被保険者	
80,802	185,157	23,747	36,348	世 帯	19.63%
					29.39%

(2) 給 付 内 容

① 療養費の給付

区 分	給付割合	
一般被保険者	未就学児	8割
	就学児以上70歳未満	7割
	70歳以上75歳未満	8割
	70歳以上75歳未満（一定以上所得者）	7割

退職被保険者	本人	65歳未満	7割
	扶養家族	未就学児	8割
		就学児以上70歳未満	7割
		70歳以上75歳未満	8割
		70歳以上75歳未満（一定以上所得者）	7割

② 出産育児一時金 1件 420,000円

(産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は404,000円)

③ 葬 祭 費 1件 30,000円

(3) 給付実績 (令和2年度)

(単位：件、円)

区 分	件 数	費 用 額	保険者負担分	一件当り費用額
療養給付費 一般被保険者	579,428	14,968,360,204	10,928,053,310	25,833
退職被保険者等	20	4,145,986	2,887,077	144,353
療養費等 一般被保険者	7,021	79,022,226	59,170,546	11,255
退職被保険者等	0	0	0	0
高額療養費 一般被保険者	19,717	-	1,682,832,466	85,349
退職被保険者等	1	-	126,951	126,951
出産育児一時金	71	-	29,756,000	420,000
葬 祭 費	275	-	8,250,000	30,000

(4) 給付費予算 (令和3年度当初)

(単位：件、千円)

区 分	件 数	保険者負担分
療養給付費 一般被保険者	-	11,210,532
退職被保険者等	-	2,663
療養費等 一般被保険者	-	76,471
退職被保険者等	-	100
高額療養費 一般被保険者	-	1,751,432
退職被保険者等	-	100
出産育児一時金	90	37,800
葬 祭 費	315	9,450

(5) 国民健康保険料 (現年分)

区 分	収 納 額	調 定 額	一世帯当たり調定額 (医療分)		一人当たり調定額 (医療分)	
			金 額	前年度比	金 額	前年度比
	千円	千円	円	%	円	%
令和2年度当初予算	3,011,074	3,217,015				
医療分	2,014,746	2,146,086				
後期高齢者支援金分	756,032	805,232	91,488	105.04	58,403	116.31
介護分	240,296	265,697				
令和2年度決算	3,039,757	3,209,937				
医療分	2,042,095	2,149,509				
後期高齢者支援金分	761,546	802,486	92,790	95.25	59,978	97.48
介護分	236,117	257,942				
令和3年度当初予算	2,923,049	3,122,968				
医療分	1,955,906	2,083,411	90,149	98.54	58,254	99.75
後期高齢者支援金分	733,906	781,666				
介護分	233,237	257,891				

(6) 料 率

区 分	医 療 分	後期高齢者支援金分	介 護 分	
所 得 割	令和2年度	7.20%	2.70%	2.40%
	令和3年度	6.10%	2.70%	2.20%
均 等 割	令和2年度	23,000円	9,200円	9,400円
	令和3年度	20,900円	9,200円	9,200円
平 等 割	令和2年度	24,600円	9,000円	7,000円
	令和3年度	22,000円	9,000円	7,000円
賦課限度額	令和2年度	630,000円	190,000円	170,000円
	令和3年度	630,000円	190,000円	170,000円

(7) 事業経営の状況

(単位：円)

年度	歳 入	歳 出	収支差引	一般会計からの繰入金
28	21,610,935,947	21,137,082,198	473,853,749	1,735,601,649
29	21,219,152,615	20,542,204,544	676,948,071	1,703,383,433
30	18,525,611,839	18,027,878,207	497,733,632	1,693,378,587
令和元	18,345,314,682	18,107,511,540	237,803,142	1,692,589,592
令和2	18,059,260,954	17,882,170,841	177,090,113	1,661,816,855

(8) 国保保健事業等の実施状況（医療費適正化推進室所管分）

国保特別会計の安定化を図るため、国保保健事業実施計画（データヘルス計画）等に基づき、保健師・看護師・管理栄養士・レセプト点検員・求償専門員などの各分野のエキスパートによって、生活習慣病の重症化予防及び保険給付審査等を実施し、医療費の適正化を推進する。（数値等はいずれも令和2年度実績）

- ① 生活習慣病予防啓発キャンペーン（啓発物品配布・各種数値無料測定・健康相談）
 - ＜血糖値測定＞ 測定者数：148人（6会場）
 - ＜お気軽健康チェック＞ 測定者数：17人
- ② 出張生活習慣病予防講座
 - 啓発人員：8人（1会場）
- ③ ジェネリック医薬品利用促進関係
 - ＜差額通知＞ 送付数：4,598通（年12回）
- ④ 生活習慣病治療中断者訪問指導事業
 - 指導件数：78件
- ⑤ 生活習慣病重症化予防訪問指導事業
 - 指導件数：27件
- ⑥ 糖尿病性腎症重症化予防事業
 - ＜保健指導プログラム＞ 修了者数：18人
 - ＜フォローアッププログラム＞ 修了者数：20人
- ⑦ 医療費通知
 - 送付数：144,500通（年5回）
- ⑧ 第三者行為求償
 - 求償額：7,235千円（16件）

2. 直営診療施設（鳥取市佐治町国民健康保険診療所）

(1) 医 科

開設年月日 平成2年4月2日
 診療科目 内科、小児科
 職員体制 医師1名（県から派遣、自治医科大学出身）
 看護師2名、事務職員1名
 診療日 月～土曜日（第1・第3木曜日、第1・第3土曜日は午前中）
 ※休診日：火曜日、第2・第4・第5土曜日、年末年始、祝祭日
 利用状況（令和2年度実績）
 診療日数 218日
 受診者数 5,564人

(2) 歯 科

開設年月日（現施設）平成元年4月1日（前施設）昭和53年4月1日
 診療科目 歯科
 職員体制 医師1名（鳥大医学部から派遣）
 歯科衛生士3名、歯科技工士1名、事務職員1名
 診療日 月～土曜日（第1・第3土曜日は午前中）
 ※休診日：第3火曜日／第2・第4・第5土曜日、年末年始、祝祭日
 利用状況（令和2年度実績）
 診療日数 244日
 受診者数 3,948人

国 民 年 金（保険年金課）

国民年金の被保険者数、支給対象者数（単位：人）

区 分	令和2年度	
加 入 者 数	第1号被保険者	18,659
	任意加入被保険者	325
受 給 者 数	老 齢 年 金	618
	通 算 老 齢 年 金	652
	5 年 年 金	12
	旧法障害年金など	50
	老 齢 基 礎 年 金	51,591
	障 害 基 礎 年 金	4,089
	遺 族 基 礎 年 金	344
	寡 婦 年 金	13
老 齢 福 祉 年 金	0	

（注）旧法障害年金等受給者などとは、障害年金、母子年金、寡婦年金受給者の総数である。

特別医療費助成事業（保険年金課）

1. 特 定 疾 病

主治医から特定疾病の認定を受けた者については通院・入院に係る保険給付内の医療費を助成する（通院は530円／回、入院は1,200円／日の一部負担金を要するが院外処方薬の薬剤費については無料。月額負担上限額は1医療機関ごとに、通院は4日、2,120円まで、入院は低所得世帯の場合15日、18,000円まで）

→小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象になっている疾患にかかっている20歳未満の者。また、先天性代謝異常をもつ20歳以上の者。

[対象者数 4名（令和3年3月31日現在）]

2. ひとり親家庭

前年所得税非課税世帯の母子・父子家庭については子が18歳に達する年度末まで、通院・入院に係る保険給付内の医療費を助成する。（通院は530円／回、入院は1,200円／日の一部負担金を要するが院外処方薬の薬剤費については無料。月額負担上限額は1医療機関ごとに、通院は4日、2,120円まで、入院は低所得世帯の場合15日、18,000円まで）

[対象者数 3,066名（令和3年3月31日現在）]

3. 小 児

小児（18歳に達する年度末まで）の通院・入院に係る保険給付内の医療費を助成する。（通院は530円／回、入院は1,200円／日の一部負担金を要するが院外処方薬の薬剤費については無料。月額負担上限額は1医療機関ごとに、通院は4日、2,120円まで、入院は低所得世帯の場合15日、18,000円まで）

[対象者数 28,621名（令和3年3月31日現在）]

4. 障がい者医療

(1) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者で、障がいのある方本人の前年の年間所得額が一定の金額未満の方については通院・入院にかかる保険給付内の医療費を助成する。

（一部負担金の額は総医療費の1割となるが、下表のとおり1医療機関ごとに月額上限額が設けられている。）

【月額負担上限額】（院外処方薬の薬剤費については無料。）

番 号	区 分	通院の場合	入院の場合
①	世帯全員が市民税非課税	0円	0円
②	本人が市民税非課税	1,000円	5,000円
③	本人が市民税課税	2,000円	10,000円

[対象者数 3,751名（令和3年3月31日現在）]

(2) 障害者手帳所持者で70歳未満かつ所得税及び市民税非課税の人が支払った通院・入院に係る保険給付内の医療費を下表のとおり助成する。

身体障害者手帳		療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
3・4級	5・6級	B	2級	3級
①	①の1/2	①	①	①の1/2

①入院を含む場合：1ヶ月の医療費の合計額から15,000円を控除した額

通院のみの場合：1ヶ月の医療費の合計額から8,000円を控除した額
[助成件数 2,770件（令和2年度実績）]

未熟児養育医療（保険年金課）

出生時体重が2,000g以下で、生活力が弱い症状を示す未熟児の入院にかかる保険対象医療費の自己負担部分を助成する。

[助成件数 35件（令和2年度実績）]

後期高齢者医療制度（保険年金課）

1. 被保険者数（令和3年3月31日現在）

（単位：人）

年齢区分	被保険者数
65歳～74歳	591
75歳以上	26,571
計	27,162

2. 給付内容（令和3年度）

(1) 療養費の給付

区分	給付割合
一般	9割
一定以上所得者	7割

(2) 葬祭費

1件 20,000円

(3) 保険料率（令和3年度）

区分	保険料率
均等割	42,480円
所得割	8.07%
賦課限度額	640,000円